

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂本寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	大里郡寄居町大字立原字後耕地一七〇番一地从先から 同郡同町大字立原字諏訪脇一四四番一地从先まで	区 間
一一・〇〇〇～一一・〇〇〇	五・三〇〇～一〇・二一一	敷地の幅員 (メートル)
	一八一・七三	延長 (メートル)
	道路改良事業のため	備 考